

2018（平成30）年度：重点的な取り組み

1. 2017（平成29）年度活動評価

2016（平成28）年7月に国が今後の地域福祉の理念として「地域共生社会の実現」を掲げてから、その具体的な取り組みを検討するために様々な改革がすすめられている。少子高齢化などの社会構造の変化やそれに伴う価値観の多様化が家族機能の低下、地域社会の関係の希薄化を進め、その結果として「引きこもり」、「ダブルケア」、「ゴミ屋敷」等の「制度の狭間」や自ら申請をできずに制度の利用ができないなどの新たな課題を生み出している。これらの課題への対応は、これまでの対象者別の「縦割り」の福祉サービスでは対応が難しく、制度・分野を超えて「丸ごと」受けとめる相談窓口が必要なこと、また、住民・関係機関がこの課題を他人事と考えずに、「我が事」として解決に取り組むことが必要であるとされている。一人ひとりが孤立することなく、地域の中でその人らしく暮らし続けていくことが「地域共生社会」の目標といえる。このことは、本会の第3次中野区民地域福祉活動計画（いきいきプラン）の基本理念である「私たちがいつもいきいきと暮らすために」と共通の理念であり、まさに「地域共生社会の実現」が本会の目標である。

2017（平成29）年度は、第3次中野区民地域福祉活動計画第1期実施計画（5か年計画）の4年目にあたり、いきいきプラン推進委員会を中心にその取り組みの評価・分析を行ってきた。評価・分析により、「居場所づくり・交流の場づくり」に大きな成果があったものの、活動者や活動団体間の連携・ネットワークづくりや多機関連携についてはなかなか取り組みが進められていないことが現状であることが明確となった。「福祉何でも相談」窓口の強化・充実を重点的な取り組みとしてきたが、セルフネグレクトや複合的な課題を持つ世帯への対応は本会での対応だけでは限界があることが明らかであり、住民も含めた関係機関の連携を基に進める必要がある。

重点的な取り組みであった「地域活動の人材発掘・養成」については、「地域活動担い手養成講座」が2年目を迎え、町会・自治会等に広く情報を提供した結果、参加人数が大幅に増えた。地域福祉活動に関心のある住民が多いことがわかった。また、9月と12月に実施した「第4回なかの地域福祉推進フォーラム」では、「子どもの貧困」、「障害者理解」、「若年性認知症」について助け合える地域づくりをテーマに多くの区民が参加して協議を行うことができた。今後の課題はこれらの一定の関心層である区民の活動の受け皿づくりや、活動団体とのネットワークづくりとともに、現在関心がなくても多くの方が「我が事」として地域福祉活動に参加できるような取り組みを作り出していくことである。

中野区において、「中野区地域包括ケア推進プラン」が策定され、2017（平成29）年度からあらゆる区職員があらゆる区民からの相談に応じ、必要な資源開発を行う「アウトリーチチーム」が配置された。本会の地域担当職員がアウトリーチチームと連携を深めることにより地域課題に果敢に取り組み、地域福祉推進により一層取り組んでいく。

2. 2018（平成30）年度重点的な取り組み

（1）第3次中野区民地域福祉活動計画第2期実施計画の策定

第1期実施計画の最終年度にあたり、第1期5か年の成果に関する評価・分析を行うとともに、中

野区の地域動向及び地域福祉活動の現状と課題を踏まえ、第2期の5か年の実施計画（2019～2023年度）への中野区における地域福祉の取り組みを、住民、関係機関（行政も含む）と協議し策定を行う。特に、各地域における動向を反映するため地域ケア会議や地区ネットワーク会議、中野区の「地区担当（アウトリーチチーム）」、地域包括支援センターと連携を図るとともに、様々なNPO団体等に対し、ヒアリングを図るとともに、行政計画である中野区の「中野区健康福祉推進計画」、「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」との整合性のある計画づくりを行う。

（2）福祉何でも相談と地域担当業務の連携強化による総合相談機能の強化

福祉何でも相談窓口の開設から4年目となり、相談件数も増えている。社会的孤立に起因する「中高年の引きこもり」や「ゴミ屋敷」、「高齢者の住まいの問題」、「高齢者虐待」等の様々な相談が寄せられている。それらの「制度の狭間」の課題については、継続的かつ住民を含めた多機関連携で対応をする必要がある。セルフネグレクトや家族間の虐待など、窓口には結び付きにくい、埋もれているケースもある。

これらの課題に対応するためには、住民の気づきや地域での情報キャッチが重要となる。ほほえみサービス、地域福祉権利擁護事業、生活福祉資金貸付等の各種相談窓口を機能させるとともに、居場所や、各種会合の情報交換など地域担当職員による情報集約を図るほか、「地区担当（アウトリーチチーム）」や地域包括支援センター等と連携し、解決に向けてのアプローチができるように総合相談機能の強化を図る。

（3）「経営改善計画2019～2023」の策定による組織基盤・組織運営体制の強化

いきいきプラン第2期実施計画を遂行するためには、それを裏付ける組織基盤・組織運営体制の強化が必要となるため、「経営改善計画」をいきいきプランの第2期実施計画と並行して策定を行う。経営改善の柱として、第一に人材力の強化（職員の人材育成、人事・評価制度の確立）、第二に財政基盤の強化（日常経費として基金の取り崩しが常態化されている財務体質の改善、事務改善、事務事業総点検）と、第三に社協の会員増強等を含む、地域福祉を効果的にする「広報戦略」について検討し、策定する。

3. 2018（平成30）年度 主な事業

（1）多様な区民同士の交流の場の拡大（いきいきプラン重点目標①）

①多様なサロンの場づくりを進める

居場所づくりに取り組む区民や関係機関の動き広がっており、まちなかサロンは40か所の開設数になっている。2015（平成27）年度より作成している「地域の居場所情報一覧」の掲載数も191ヶ所から341ヶ所に増えている。このように広がってきているのは、「居場所づくり」が、自分自身も同時に楽しく参加し気軽に楽しむことができ、しかも地域福祉の推進に寄与することができるという「居場所」の持つ機能を区民、関係機関の理解が広がっているからである。2018（平成30）年度は、誰でも気楽に参加できる新規の居場所づくりへの支援を広げるとともに、孤立しがちな当事者や家族が参加しやすい居場所（福祉課題解決型）づくりを地域住民と協力して立ち上げるなど、多種多様な居場所づくりに努めます。

②地域の居場所のネットワークづくり

地域の居場所情報一覧掲載団体との情報交換会については、2017（平成29）年度に日常的な圏域（区民活動センター単位、すこやか福祉センター単位）で実施し、連携・協働の意義について確認することができた。2018（平成30）年度も継続して実施し、地域の「居場所化」を推進する機運をつくる。さらには、住民だけでは解決しにくい課題には中野区をはじめとする関係機関・団体、特に社会福祉法人と協力・連携を強化し解決を図る取り組みを支援する。

（2）地域活動の担い手の確保（いきいきプラン重点目標②）

①地域活動担い手養成講座の開催

2016（平成28）年度にこれまでの社協内の各事業で実施してきた研修・講座を新たな人材の発掘・育成を意識して、総合的に50科目に再編し「地域活動担い手養成講座」として実施したが、2年目を迎えた2017（平成29）年度は、町会自治会の協力を得て回覧板等で広く広報した結果、受講者が飛躍的に増えた。潜在的な関心層が多いことを踏まえ、どのように情報を提供していくか、受講のみでなく、活動の参加を促していくのが課題となっている。

2018（平成30）年度は、体験型の要素を重視し、区内の地域活動団体、福祉施設等の協力を得て活動機会の情報提供を実施するなど、学びと地域活動への参加を前提としたプログラムを充実し、受講者の希望に沿いながら活動への支援を行い、地域活動に参加する区民を増やしていく。

②区内社会福祉法人等の連携・協働の取り組み

社会福祉法人との連携においては、区内福祉施設職員有志による「協働事業開発プロジェクトチーム」を立ち上げ、「なかの地域福祉推進フォーラム」への参加を通して地域課題を把握し、2018（平成30）年度から取り組める協働事業について検討を行ったが、協働事業の一つとしてフードドライブを実施し、協働の地域貢献活動を実施することとした。協働事業を通じて2019年度の「（仮称）法人連絡協議会」の設立に向けて協議を進める。

（3）困ったときに助けあえる地域を作る（いきいきプラン重点目標③）

①高齢者困りごと支援事業、ほほえみサービスの周知及び地域の社会資源との連携強化

高齢者困りごと支援事業は、日常生活上のちょっとした困りごとを区民の協力により解決し、安心した在宅生活を送れるように支援するサービスとして、年々相談件数は多くなっている。相談者の多くは福祉サービスの制度につながっていない方が多く、継続的な見守り支援が必要な場合が多い。ほほえみサービスも、介護保険の仕組みと違い、制度外の柔軟なサービス提供に努めており、結果、利用会員数も増えており、今後も住民同士の助け合いの仕組みとしてのさらなる強化・発展を行う。

2018年度は、必要な方に必要なサービスを柔軟に提供できるよう、様々な世代の区民が参加できるように広報・PRを行い、新規登録サポーター、協力会員の確保に努める。特に高齢者困りごと支援事業については、日中対応ができる稼働年齢層をターゲットとして企業等の参入を呼びかけ登録ができるように、団体登録についても検討し、実施する。

②第5回なかの地域福祉推進フォーラムの開催

第3次中野区民地域福祉活動計画（いきいきプラン）の第2期実施計画の策定年度にあたること

から、今後の中野区における5年間を見据えた地域福祉の方向性について協議し、共有できる場とする。開催にあたっては、区民に広く呼びかけ、様々な立場の区民に参画していただき、第2期実施計画の内容に反映できるように協議を行う。

(4) 解決しにくい課題にみんなで取り組む(いきいきプラン重点目標④)

① あんしんサポート事業の内容の充実

あんしんサポート事業の契約件数は2017年度で18件であり、ひとり暮らしの高齢者の不安に対応する仕組みとしての認識はまだまだ地域には浸透していないのが現状である。引き続きこの仕組みの広報・PRを区民だけではなく、地域包括支援センターや介護保険事業所等の関係機関へ出向いた事業説明会を行い周知を図るとともに、高齢者の多様なニーズに柔軟に対応し、高齢者の将来的な不安を解消できるように、内容の見直しを随時行い、契約件数の拡大を図る。

② 就労につながりにくい生活困窮者への対応

生活困窮者自立支援相談機関である「中野くらしサポート」等の関係機関とも連携し、コミュニケーションスキルやソーシャルスキルに課題がある若い世代が、就労や社会参加につながるように、相談支援を行う。2018年度は生活福祉資金教育支援資金の借受人である若い世代に向けて、生活相談や将来的に計画的な償還が可能となるように相談支援を実施する。

③ 福祉何でも相談の実施と関係機関との協働による地域資源の創出

福祉何でも相談窓口の相談件数は年々増えている。本人からの相談だけでなく、民生児童委員や近隣の方など本人以外の方からの相談も多い。持ち込まれる内容は、電話だけで解決する事柄から長期にわたって支援を行うケース等様々であるが、「中高年の引きこもり」や、「ゴミ屋敷・高齢者の住まいの問題」など、現在の制度では対応できない状態にあり、課題が多く、現制度・仕組みを改変することや新たな地域資源の開発に取り組む必要がある。

2018年度は、中野区のアウトリーチチームや地域包括支援センター等の関係機関、住民との連携を深め、それらの課題に対して協議、検討を重ね解決に向けて取り組む。

事業別計画

1. 社会福祉事業

(1) 法人運営事業

①法人運営

ア. 理事会・評議員会（理事 14 名、評議員 21 名）

今年度は、「いきいきプラン～第3次中野区民地域福祉活動計画～」の第2期実施計画の策定及び次の5年間を見据えた「経営改善計画」の策定を行う重要な時期となっています。本会の意思決定、議決機関としての役割を担う、理事会・評議員会での議論を活発に行い地域福祉の推進を図ります。

イ. 社協会員

毎年減少傾向にある社協会員の獲得を目指し、プロジェクトチームを発足させます。社協会員を増やすためには、社協そのものへの理解と賛同を上げ、地域福祉の推進を共に実現していくための広報戦略が必要となっています。プロジェクトチームでは、会員の増強だけでなく広報戦略も含め検討を行います。今年度は、社協会費も寄付と同等に税額控除の対象としてみなされる「税額控除対象法人」の申請を所轄庁に行い、新たな会員のメリットとして周知を上げ会員獲得につなげます。

<参考：会員数の推移>

年 度	2016	2017（見込み）	2018（計画）
普通会員 （個人、商店、グループ）	2,831人	2,745人	2,900人
団体会員 （町会、社会福祉法人、老人クラブ等）	216団体	217団体	220団体
特別会員 （個人、企業等）	121人・団体	114人・団体	130人・団体

ウ. 人材育成及び研修の充実

地域の課題を住民とともに解決する社協職員を目指すべく中野社協の職員像及び行動指針を新たに定め、研修体系の見直しやキャリアパスの形成の検討を人材育成基本方針策定のプロジェクトチームで行いました。今年度は新たな研修体系及び目指すべき職員像に沿った人材育成を行う1年目となっています。専門職としての資質を高めるため、スーパービジョンを重視し、実践するほか、事例検討会やOJTによる社協内部での研修の充実を図るとともに、経験年数に合わせそれぞれの目標に合わせた実践を促進します。

エ. 危機管理（大規模災害時の対応）

大規模災害時における事業継続計画に基づき、中野区社会福祉会館の指定管理者として必要な調整を行います。また、中野区との災害支援協定に基づく災害時のボランティア活動について、実際の行動につなげていくために、区及び関係機関との協議を進めます。

オ. 苦情対応

本会の事業に対する苦情は、職員が責任を持って速やかな解決を図り、再発防止に努めます。事例によっては苦情解決委員会に諮って的確に解決に努め、事業活動の質の向上に努めます。

②企画・広報等

ア. 「いきいきプラン～第3次中野区民地域福祉活動計画～」の第2期実施計画の策定

今年度は、第1期実施計画の最終年度であり、次の5年間の地域福祉を進めていく第2次実施計画の策定を行う1年となっています。いきいきプランは、区民とともに地域福祉の推進を行う行動計画です。いきいきプラン推進委員会を中心に多くの区民の方の意見を集約しながら、計画の策定を行い次の5年間の取り組みをまとめていきます。毎年行っている「地域福祉推進フォーラム」でも、今後の5年間を見据えた地域課題を共に考え、今後の地域福祉の方向性について共有できる場にしていきます。

イ. 広報戦略の検討と広報紙の充実

会員増強と合わせ、社協の理解及び地域福祉の推進を図るため社協の広報戦略を検討するプロジェクトチームを発足させ検討を行います。広報紙「ハピネスなかの」及びホームページやフェイスブック、そのほか各事業ごとに発行している広報媒体など全体的な広報のあり方を見直します。全戸配布を実施している「ハピネスなかの」は、昨年度企画編集・印刷委託について、プロポーザルを行い、内容の充実を図るとともに効果的な活用を進めます。

ウ. 顕彰

今年度も地域福祉に携わる区民、社会福祉従事者等を対象とした方への顕彰を行い、長年の地道な活動と功績をたたえ、今後の活動の活性化と顕彰式を通じて地域の活動を区民に発信していきます。

③関係機関との連絡調整

ア. 民生児童委員協議会との連携

地域福祉の推進のパートナーである民生児童委員と協力連携し、課題を抱える区民の支援を行います。特に地域担当職員は民生児童委員協議会等で出された地域の課題を集約し、民生児童委員が抱える課題に寄り添い、福祉何でも相談担当との訪問支援、社協の既存のサービスでの柔軟な対応につなげます。社会的な孤立を生まない人と人がつながる地域づくりを目指し、引き続き民生児童委員協議会で社協事業の周知を行い、支援が必要な区民を社協の相談につなげていただき、課題解決を図るとともに地域福祉の推進を行っていきます。

イ. 区内社会福祉法人との連携

昨年度は中野区内の社会福祉法人が協働して取り組む事業を検討すべく、協働事業開発プロジェクトを立ち上げました。区内の社会福祉法人の連携を進め地域の課題に積極的に取り組むことを目的に、家庭でいらなくなった食品を持ち寄り生活困窮世帯に届ける「フードドライブ」を協働事業として実施することになりました。まずは事業に協力していただき、お互い顔の見える関係を作りさらなる連携を深めることを目的に進めていきます。区内社会福祉法人の連絡会組織等

の立ち上げを目指し、年2回の情報交換会も継続して行います。

ウ. 中野区介護サービス事業所連絡会の運営支援

区民へのサービスの質の向上を目指して設立された連絡会の事務局として会の運営の支援を行います。事業所連絡会を通じて、中野の地域課題や福祉の動向を情報発信し、事業所同士の協力連携を進めていくとともに、深刻な福祉人材の不足に対する介護の魅力発信や人材の確保に向けた取り組みについても事業所連絡会を通じて取り組んでいきます。

④会計・財務

資産管理運用要綱に従い、福祉基金、ボランティア基金の安全かつ効果的な運用を図ります。「いきいきプラン～第3次中野区民地域福祉活動計画～」の第2期実施計画策定に合わせ、「経営改善計画」の策定を行い、地域の課題に取り組むための体制及び財政基盤の強化の検討を行います。会員増強及び寄付等の強化及び広報戦略の検討も含め計画に反映していきます。そのうえで、業務遂行上必要な取り組みに関する経費については理事会、評議員会の議決により、福祉基金、ボランティア基金を計画的、効果的に投入し、中野の地域福祉の質の向上を図ります。

(2) 地域福祉事業

①福祉何でも相談

福祉何でも相談担当及び地域担当が、既存の制度や公的なサービスと無縁で社会的に孤立している区民への訪問・面談を通じて本人や家族に寄り添いながら、福祉サービスにつなげるとともに、地域とのつながりづくりや新たな地域資源の開拓を地域とともに取り組みます。

<主な取り組み>

- ◇ 高齢者でない世代の男性の居場所、社会的に孤立している方を地域で見守り体制づくり等、地域で課題解決を仕組みづくりや社会資源の開拓に向けて区民や関係機関、区と連携して取り組みます。
- ◇ 地域での見守り、助けあいのしくみづくりをすすめることを目的に、民生児童委員等地域の活動者と事例検討を行い、地域の課題を共有します。

<参考> 新規相談件数 (件) ※3月見込み

年度		2016	2017
新規相談件数		73	120
相談及び支援件数	電話	525	660
	来所	97	140
	訪問	161	130

<参考> 2016年度 新規相談内容 (件) 複数回答有

内容	件数
①収入や生活費について	25
②ローンや債務について	2
③食べるものがない	8
④仕事探しや就職について	10
⑤家賃の支払いについて	2
⑥住まいについて	25
⑦ゴミ屋敷について	5
⑧病気・健康・障害について	30

内容	件数
⑨福祉サービスについて	35
⑩地域の社会資源について	18
⑪地域との関係について	7
⑫ひきこもり・不登校について	10
⑬家族との関係について	15
⑭DV・虐待について	1
⑮子育てについて	2
⑯その他	40

<参考>カタルーベの会（引きこもり当事者・家族の居場所）

参加者人数（人）

年度	2017
参加者（延べ）	175

②高齢者困りごと支援事業（中野区補助事業）

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に対し、日常生活上のちょっとした困りごとを区民の協力により解決し、安心した在宅生活を送れるように支援するとともに、支えあい、助けあいの地域づくりを促進します。高齢者の気軽な相談窓口の入り口として、福祉何でも相談をはじめ他事業との連携を図り相談体制を強化します。

<主な取り組み>

- ◇ 必要な高齢者にこの事業の情報が届くよう、医療機関を含め、関係機関を通じて事業周知を行います。また、気軽にボランティア活動に参加できる仕組みとして、周知を行います。
- ◇ 複雑かつ多くの課題を抱える高齢者については、訪問による相談を行い、本人に寄り添いながら、福祉何でも相談事業や地域担当者と連携するなど解決に向けて、取り組みます。
- ◇ 区内の社会福祉法人や企業が、団体としてサポーター登録し、相談・活動拠点として地域貢献ができるよう提案します。

<参考>高齢者困りごと支援事業実績推移

年 度	2014	2015	2016	2017 (見込み)	2018 (計画)
相談・問合せ数（件）	642	755	1267	2071	2100
活動数（件）	178	194	239	224	230
サポーター登録数(人)	75	86	88	96	100
職員同行訪問（件）	26	15	48	43	50

③地域の居場所づくり

まちなかサロンは、気軽に集い交流を通して、住民同士の見守りや仲間づくり、支え合う関係づくりの場として、コミュニティの機能の一翼を担っています。まちなかサロンをはじめとした地域の居場所づくりを通して、身近な地域で、障害の有無や年齢に関係なく、様々な立場・世代の人が気軽に集い交流できることで、社会的な孤立を防ぐことを目指します。

地域の居場所情報一覧の情報をもとに、すこやか圏域での居場所情報交換会を行い、地域で居場所づくりの活動を行っている団体同士のネットワークをつくる動きも出てきており、地域の居場所づくりは活性化しています。

福祉何でも相談、地域担当への相談からみえる地域の福祉課題（引きこもり、社会的孤立、生活困窮等）の解決に向けた社会資源づくりにも取り組んでいきます。

<主な取り組み>

- ◇ すこやか圏域で、居場所運営上の課題（サロンへの送迎、またその人材育成およびコーディネート等）を共有することで、居場所の果たす社会的役割を認識できる場とし、居場所のネットワークづくりを進めます。
- ◇ 福祉何でも相談と連携し、福祉課題解決型サロンの創設等の社会資源づくりを行います。
- ◇ 助成金（介護予防に資する住民主体活動促進のための活動助成）の活用を通して、新たな居場所づくりの創設および活動促進をすすめます。

<参考>まちなかサロン活動数推移

年度	2014	2015	2016	2017（見込み）	2018（計画）
まちなかサロン	26	35	38	40	45
延べ参加者	7,491	11,462	12,601	13,000	14,500

地域の居場所情報一覧掲載団体数推移

年度	2015	2016	2017	2018（計画）
掲載団体	191	269	341	375

④ほほえみサービス事業（中野区補助事業）

後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護者の増加や一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれているなか、ほほえみサービス事業においても家事や介護の支援を必要とする会員と活動実績は年々増加しています。

利用会員では、高齢者世帯が全体の8割を占め、掃除や買物代行、通院付添いなど公的サービスだけでは充足できないニーズが多く、利用会員にとって欠かせないサービスとなっています。

子育て世帯では、近所に頼れる人がいないため、一定期間家事や保育への支援が必要とする、特に産褥期の方やひとり親世帯の方からの相談を受ける傾向にあります。

世代や世帯状況に係らず、家族や身内だけでは支えきれず、誰かの手助けや支えを必要としている世帯が増加していることが相談から見えています。今後も増々地域の住民同士の支えあいの活動であるほほえみサービス事業への期待が高まることが予測されます。

一方、活動の担い手である協力会員は、微増していますが、今後も増加する家事や介護の要望に伝えていくためには、より多くの区民の事業への参加と、活動者の増加が喫緊の課題です。

また、支援を必要としている区民からの多様で複雑化している相談に対し、安全かつ安心して在宅生活が継続できるよう地域で支えあうためには、協力会員が活動に必要な知識と技術を積極的に習得し、スキルアップすることがより一層求められています。

活動に必要な協力会員研修を実施し、協力会員の資質向上と、未活動の協力会員が活動に参加するきっかけをつくります。

<主な取り組み>

- ◇協力会員説明会を年14回実施します。また、協力会員の登録が少ない地域に出向き、出張協力会員説明会を年2回実施し、協力会員を増やします。
- ◇これまで地域活動への参加が少なかった子育て世代やシニア男性、元気な高齢者等、幅広い層の方が活動に参加できるよう、SNSの活用や掲示板への掲載、地域活動担い手養成講座受講生への活動紹介など、事業PR・広報活動の充実・強化を行います。
- ◇産褥期などサービスを必要としている子育て世帯への活動内容の見直しとサービスの見える化を行い、事業周知を強化します。
- ◇多様な担い手が活動に参加できるよう、活動内容の見直しや新たな活動メニューの創出を行います。
- ◇協力会員研修会を年24回実施し、協力会員のスキルアップと安全な活動の実施をめざします。
また、協力会員の活動意欲の向上を図り、住民参加型の活動を促進し広げていくために、新たに「協力会員ワンポイント研修会」を実施します。
- ◇区民からのニーズが増加している通院の付き添い、買物同行など外出支援のできる協力会員を増やすため、車いす介助や杖歩行介助等の実践講座を実施します。
- ◇高齢者困りごと支援事業や福祉何でも相談と連携し、家族の介護負担軽減、日中独居高齢者の見守りや地域交流、虐待の予防等につなげます。
- ◇あんしんサポート事業と連動し、高齢になって頼れる親族がない場合でも、安心して地域で暮らしていけるよう、日常的な生活支援に対応し、家事・介護のサービスを柔軟に対応します。

<参考> 会員数及び活動実績の推移

年 度	2012	2013	2014	2015	2016	2017 (見込み)	2018 (計画)
協力会員 (人)	306	317	323	280	287	292	300
利用会員 (世帯)	552	613	612	605	664	677	690
賛助会員 (口数)	203	177	172	162	201	135	150
提供時間 (時間)	18,412	20,957	21,613	21,172	22,835	23,000	24,800
提供件数 (件)	11,373	12,863	13,307	13,111	14,522	14,800	15,000

⑤介護予防・生活支援サービス担い手養成講座（中野区受託事業）

中野区で開始した介護予防・日常生活支援総合事業の住民ボランティア等が提供する訪問活動事業・地域の自主活動団体等による通所事業等で活動する担い手を養成するため、2016（平成28）年度から、新規に中野区の委託を受けた取り組みです。介護予防・生活支援サービスに関心があり、地域での住民主体活動を希望する区民を対象に、1クール全12科目からなる介護予防・生活支援サービス担い手養成講座を2回実施します。介護保険制度をはじめ、援助を必要とする高齢者の特徴を学ぶことで、家事や介護などの知識の習得やスキルアップを図り、地域の多様な場で活躍できる担い手を増やします。

2017（平成29）年度は、実人数188名、延べ人数663名が参加しました。

<主な取り組み>

- ◇地域の多様な場で活躍できるよう、住民主体サービス中野区認定ヘルパーをはじめ、ほほえみサービスなど、生活支援サービスの情報提供を行う。
- ◇体験型の科目においては託児を設け、子育て中の方でも参加できるよう、若い世代の地域活動への参加を促します。また、車いす介助などの外出支援ができる担い手の養成として、男性をターゲットに新たな担い手の確保についても取り組みます。

<参考> 2017（平成29）年度 生活支援サービス担い手養成講座 【前期】

①介護保険制度を学ぶ	⑦高齢者の権利擁護を学ぶ
②中野区の地域包括ケアシステムを知る	⑧精神障害者を理解し支援を学ぶ
③介護保険制度における住民主体サービスの意義を学ぶ	⑨高齢者分野で活動するコミュニケーション技術を学ぶ
④高齢者分野で活動する時のリスクマネジメントを知る	⑩外出支援技術について学ぶ
⑤高齢者の特徴と対応を学ぶ	⑪住民主体サービス実践者から学ぶ
⑥認知症サポーター養成講座	⑫救急法を学ぶ

〈参考〉 2017（平成29）年度 生活支援サービス担い手養成講座 【後期】

①介護保険制度を学ぶ	⑦高齢者の権利擁護を学ぶ
②中野区の地域包括ケアシステムを知る	⑧高齢者の精神疾患を理解する
③介護保険制度における住民主体サービスの意義を学ぶ	⑨高齢者分野で活動するコミュニケーション技術を学ぶ
④高齢者分野で活動する時のリスクマネジメントを知る	⑩外出支援技術について学ぶ
⑤高齢者の特徴と対応を学ぶ	⑪住民主体サービス実践者から学ぶ
⑥認知症を理解し支援する	⑫救急法を学ぶ

⑥犯罪被害者等緊急生活支援サポート事業（中野区受託事業）

犯罪による被害者やその家族又は遺族を対象に、家事や育児等の支援を区からの要請に基づき実施します。昨年度の実績は0件ですが、犯罪被害者から、家事・介護・保育のサービス提供の相談があった時には、いつでも確実に対応できるよう緊急生活支援協力員の研修を実施します。

（3）ボランティア活動推進事業

①ボランティアセンターの運営

個人や福祉施設、ボランティアグループの身近なボランティア・地域活動から、NPO や商店街・企業の地域における公益的な取組みまで、さまざまな形で広がる活動の支援と、住民一人ひとりのニーズにあったきめ細やかなボランティア相談に対応し、中野区内の地域のボランティア活動推進に取り組みます。

ア．ボランティア相談

ボランティア活動希望者には、就労前訓練や病気の回復期、学校の課題等ボランティア活動を社会参加や勉強の機会として活用する人も増えており、それに対して人手としてのニーズも高い依頼者のミスマッチが存在します。ボランティアの受け入れ側にも一定のコーディネート力が求められるケースも増えており、施設や団体のボランティアコーディネート力を高めることで、ボランティアニーズの充足を目指します。

また、中野ボランティアセンターに登録しているボランティアのみでの対応が難しい依頼に対しては、大学のボランティアサークルや友愛クラブ等の地域資源を活用したコーディネートを行い、ニーズの充足とともに、新たな担い手の掘り起こしを行います。

＜主な取り組み＞

- ◇ 地域活動担い手養成講座と連動させたボランティアコーディネート講座を実施し、各施設や団体でのボランティアコーディネート力を高めます。
- ◇ 地域資源を活用したボランティアコーディネートを行い、地域の新たなボランティア活動者の掘り起こしを行います。

イ. 情報の提供・発信

ボランティア情報紙そよかぜ掲載依頼用紙を、ホームページ掲載依頼もできる仕様に変更し、ホームページを情報発信として活用していただける機会が増加しています。

引き続き区民に向けて、興味・関心のある地域情報を含めたボランティア情報を適宜提供することにより、ボランティア活動・地域活動への理解、参加のきっかけづくりを促進します。

<主な取り組み>

- ◇ ボランティア情報紙「そよかぜ」を毎月1回、6,000部発行します。ボランティア募集情報の掲載方法の工夫、設置先の開拓により、手に取る人が増え、ボランティア活動のきっかけづくりを促進します。
- ◇ 「なかの本（なかのボランティア・NPO情報ブック）「区内でボランティア活動ができる施設一覧」の情報を更新し、ホームページにも公開するなど、区民がボランティア活動に参加するきっかけづくりの情報提供を引き続き実施します。
- ◇ ホームページ、フェイスブックも活用した多様な情報提供ツールを活用し、区民にボランティア・地域活動に参加するきっかけづくりを発信します。

ウ. ボランティア活動の普及・啓発

区民に地域の福祉課題を知ってもらい、地域で解決する方法をともに考え、区民の地域活動やボランティア活動への参加につなげます。

<主な取り組み>

- ◇ オリンピックに向けた機運上昇に合わせ、区内学校、関係機関への周知のため、新たにチラシの作成およびホームページ掲載を行い、福祉教育の支援やボランティア活動の普及をすすめます。
- ◇ 東松島市社協との災害支援相互協定に基づき、平時からできる区民同士の交流を通して、区民への災害支援・防災意識への啓発活動をすすめます。
- ◇ 災害時に災害ボランティアセンターの運営に協力できる人材の養成をするために、災害ボランティアセンター運営ボランティア養成講座を引き続き行います。

エ. 団体活動支援・ネットワークづくり

区内で活動する各分野のボランティア・NPO団体及び様々な分野で活動する団体間の情報を共有する機会をつくり、地域の福祉課題の共通認識、相互理解、学習の場を展開することにより共催事業や協働のきっかけづくりを行います。

<主な取り組み>

- ◇ 障害者団体の活動活性化のための自主財源の確保と団体同士の交流の場として、自主生産品販売会を実施します。
- ◇ 区内のボランティアグループ・団体と地域にある課題を共有し、その課題解決に向けて共催事業を実施します。
- ◇ 学習支援や子ども食堂に取り組むボランティアグループ等の情報交換ができることもほっとネット in なかのを定期的に開催します。地域に向けて課題を発信するとともに、団体の活動促進につなげていきます。

オ. 地域活動担い手養成講座の開催

2016（平成28）年度より始まった担い手養成講座は、1講座から参加できるという機会をつくり、新たな参加者を取り込んだだけでなく、すでに活動している人のフォローアップの役割も果たしました。講座開催の広報を工夫したため、初年度に比べ参加者が大きく増加し、延べ千人以上の参加がありました。今年度は受講者の受け入れ方法の改善を行い、参加をスムーズに支援できるような体制づくりを強化します。

<主な取り組み>

- ◇ 地域活動担い手養成講座の実施には、体験型の要素を重視し、ボランティアグループ、社会福祉施設等との連携、協力を得て活動機会の情報提供を実施します。
- ◇ 50講座を実施し、多様な学習の機会を区民に提供し、地域の福祉課題に共感し、活動の担い手として参加する人を増やします。

②避難者の寄り添い支援事業（東京都社会福祉協議会補助事業）

東日本大震災による区内避難者の支援をサロンや個別訪問を通じて実施します。避難生活の長期化により、生活上の課題を抱える避難者が増えてきていることから、一人ひとりの生活ニーズにきめ細かに対応する個別訪問を継続し、課題解決が図れるよう支援します。

広報紙を作成し、避難者への必要な情報提供を行うとともに、関係機関、事業協力関係者とネットワーク会議で定期的に連携をとりながら、避難者が中野で安心して暮らせるように支援します。

（4）生活困窮者自立支援事業（小学生学習支援事業：中野区受託事業）

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業（事業名「しいの木塾」）を実施します。法の主旨に基づき、対象者に学習の仕方を身につけ、学習習慣を定着させることを目指すと同時に、地域の大人が関わり学習支援を通じて、地域とのつながりを持ち、社会的孤立にならない地域づくりを目的に行います。

【対象者】生活保護受給世帯または就学援助認定世帯の小学校6年生110名

【実施場所】区内福祉施設及び大学等 5か所

<主な取り組み>

- ◇ 保護者との連絡、面談を行うことで、一人ひとりの子どもにあった学習支援につなげていきます。また、生活状況を踏まえて、必要な福祉サービス等の情報提供を行います。

（5）助成事業（歳末たすけあい運動募金及び赤い羽根共同募金助成事業）

地域の福祉活動や地域課題に取り組む団体の活動を支援するための助成を行います。歳末助けあい運動及び赤い羽根共同募金共に募金額の減少により助成金の原資も減少傾向にあります。今までの枠組みを再度確認し、「いきいきプラン～第3次地域福祉活動計画～」にもあたる地域の福祉課題解決に効果的に資するように、各事業の助成基準等を見直していきます。

① 地域福祉活動助成

町会・自治会が行う地域活動の経費の一部を助成します。助成金を通じて住民同士の交流の場や様々な年代が集まり一緒に活動をする場ができています。地域の活性化につながるよう、歳末助けあい募金を財源とした地域の取り組みを周知し、町会・自治会を通じて拡げていきます。

② 福祉施設地域活動助成

福祉施設が行う区民が参加する交流事業への助成と地域における公益的な取り組み等の先駆的事业への助成(特別加算)を行います。歳末助けあい運動及び赤い羽根共同募金の助成金の活用を拡げるため、福祉施設にヒアリングを行い、効果的な取り組みへの活用を進めます。

③ 在宅福祉活動助成

在宅福祉活動を行うボランティア・NPO団体に活動経費の一部を助成し、地域の福祉活動を支援します。子どもの貧困問題に対する取り組みをする団体への助成も行います。

④ 障害者団体助成

障害者団体が行う自主活動を活性化させることにより、障害者の理解促進のための活動の経費の一部を助成します。

⑤ 区民団体活動助成

中野区友愛クラブ連合会、中野区保護司会、中野区ひとり親家庭福祉協議会等活動経費の一部を助成します。

⑥ ボランティア・NPO立ち上げ助成

高齢者、障害者、児童など区民が安心して地域で暮らせるまちづくりを行うボランティア・NPO団体の立ち上げを支援するため、立ち上げ経費の一部を助成します。また、この助成金のPRを強化します。

⑦ 中野区民ふれあい運動会助成

毎年5月に開催される障害のある人ない人がともに楽しむ運動会への助成を行います。

(6) 生活福祉資金貸付事業(東京都社会福祉協議会受託事業)

① 貸付相談

東京都社会福祉協議会からの受託事業として、低所得の世帯、障害者世帯、要介護の高齢者がいる世帯等に対し、世帯の自立を図ることを目的に、民生児童委員の協力を得て、低利で資金貸付を行います。特に生活困窮者自立支援相談窓口「中野くらしサポート」が実施する毎月支援調整会議に出席し、綿密な連携をはかり対象者の支援を連携して行います。

また、2016(平成28)年より「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の受付業務を実施しています。

②償還相談（アフターフォロー事業）

償還が始まる前から相談できる関係をつくり、民生児童委員と連携して世帯の状況把握に努め地域での支援を進めます。借受人への電話、面接による生活状況、経済状況の把握を計画的に行い。償還ができるよう支援を行います。

また、教育支援資金を利用して大学、専門学校へ進学する借受人を対象にオリエンテーションを実施して、計画的な相談支援に取り組みます。

（7）受験生チャレンジ支援貸付事業（中野区受託事業）

2015（平成27）年度に中野区より受験生チャレンジ支援貸付事業を受託し、低所得者層の世帯へ、塾の費用や高校や大学の受験料の貸付を実施しています。生活福祉資金の教育支援資金との連携も含めた、相談支援の強化を行います。

（8）福祉サービス利用援助事業＜アシストなかの（権利擁護事業）＞

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の区民が、安心して自立した在宅生活が送れるように、行政・関係機関と連携し、以下の事業に取り組みます。

①地域福祉権利擁護事業（東京都社会福祉協議会受託事業）

ア．地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の区民に対しての福祉サービス利用支援、日常的金銭管理、書類預かりを行います。ニーズがありながらも本事業につながっていない高齢者や障害者の利用の拡大に取り組むとともに、より利用のしやすい利用料金や利用料減免の方法を検討します。

＜参考＞地域福祉権利擁護事業契約者数推移（障害別）

年度	認知症 高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
2016年度末	85	3	9	2	99
2017年度末(見込み)	90	5	12	3	110
2018年度末(計画)	97	6	14	3	120

イ．緊急日常金銭管理・書類預かりサービス

行政が介入する緊急対応が必要な区民について、成年後見人が受任するまでの間、一時的に日常金銭管理、書類預かりサービスを行います。

ウ．苦情解決事業

公平・中立な立場で福祉サービスの苦情等について事業者や利用者間の調整することで問題解決を図ります。

②あんしんサポート事業（中野区補助事業）

身寄りのない1人暮らしの高齢者や、協力が得られる親族がいない単身高齢者を対象に、定期的な見守りや日常的な金銭管理から死後の事務手続きまで、高齢期の生活不安に対応した支援を行います。

＜サービス内容＞

- ・基本サービス…定期訪問（3か月に1回）、あんしん電話（月に2回）、入院バッグお届けサービス
- ・オプションサービス…手続き支援サービス、賃貸アパート居住支援サービス、入院時支援サービス、金銭管理サービス、家事援助・介護援助サービス（ほほえみサービスと協働）、死後の手続き支援、遺言書作成支援 など

＜参考＞あんしんサポート事業契約件数

年度	2016年度末	2017年度末 (見込み)	2018年度末 (計画)
契約件数(人)	13	18	30

(9) 中野区成年後見支援事業（中野区受託事業）

区民のニーズに幅広く対応できる相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、必要な区民を適切に制度に結びつけるサポートと制度の普及をすすめていきます。

ア. 相談業務

専門相談員（弁護士）、社会福祉士の相談員が成年後見制度に関する相談に応じます。また、高齢者・障害者のための無料法律相談を行い、法的な助言が必要な区民からの相談にも対応します。

＜参考＞成年後見支援センター新規相談件数推移

	2016年度末	2017年度末 (見込み)	2018年度末 (計画)
新規相談件数(人)	382	360	400

イ. 講演会、勉強会の実施

成年後見制度を正しく知っていただくため、区民向けの講演会を開催します。また、具体的な申立て方法を説明する成年後見制度申立講座を実施します。区民団体等からの要請による出張勉強会も、寸劇やエンディングノートなどを交えた内容や、サロン活動の合間などの短時間でも聞ける講座メニューを作り実施します。

ウ. 成年後見に関する地域ネットワークづくり

福祉関係機関と専門職団体を対象とした情報交換会を開催します。また関係機関の主催する会議などに積極的に参加し、連携の強化を図ります。

エ. 後見人のサポート

親族後見人が安心して後見業務を遂行できるように、親族後見人勉強会や個別の相談に対応します。親族後見人勉強会は、一般区民も参加できる講座形式と、具体的な質問がしやすい座談会形式で行います。親族後見人に直接、情報提供ができる仕組みづくりを行います。

オ. 成年後見制度申立費用助成・後見等報酬費用助成

成年後見制度が必要な方がスムーズに利用できるように、親族申立てによる成年後見制度利用に関して、申立経費助成および後見等報酬費用助成を行います。

(10) 法人後見・法人後見監督事業（中野区補助事業）

被後見人の財産管理・身上監護を適正に行うとともに、尊厳ある生活が送れるように後見・後見監督業務を行います。

社会貢献型後見人の公募と養成を計画的に行い、社会貢献型後見人の受任につなげます。

また、後見監督人として社会貢献型後見人の業務を定期的に監督するとともに、安心して後見業務に取り組めるようサポートを行います。

<参考>年度末時点の受任件数（法人後見、法人後見監督）、後見活動メンバー人数

	法人後見（件）	法人後見監督（件）	後見活動メンバー（社会貢献型後見人候補者）
2016年度末	0	4	16
2017年度末（見込み）	0	7	21
2018年度末（計画）	0	10	21

(11) 歳末たすけあい運動 ～地域活動いきいき募金～

共同募金の一環として、町会・自治会、民生児童委員協議会の協力を得て実施しています。町会・自治会の事務負担の軽減を図るため、募金事務の効率化を進めていきます。配分金は、地域福祉活動の推進を目的に、地域で様々な活動を行っている団体へ配分していきます。地域活動いきいき募金として、地域活動の活性化等につながるよう配分推せん委員会で検討し、歳末たすけあい運動の募金の配分や赤い羽根共同募金の配分を広く区民に周知するなど、地域の声を反映した配分を行います。

(12) 応急援護資金貸付事業

低所得で、臨時に出費が必要になった場合の貸付と、住所不定者等の就労先への交通費など小額資金の支給を中野区福祉事務所に委託して行います。「中野くらしサポート」、中野区生活援護分野などの関係機関と連携しての相談が増える中で、諸制度の対象にならない方への貸付件数が増えています。3万円以下の貸付については連帯保証人を必須とせず、償還の支援を行なうことを条件に柔軟に対応しています。

また、この相談の一環として「NPO 法人セカンドハーベスト・ジャパン」との協定による無償の食糧支援案内状の発行にも取り組んでいます。

(13) 中野区ファミリー・サポート事業（中野区受託事業）

1999（平成11）年度から、中野区の委託を受け、相互に援助活動を行うことで、地域の子育て支援を目的に行っています。

2015（平成27）年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、地域子ども・子育て支援事業の1つとしての保育サービスを期待されています。利用会員は一般援助活動で2,000名以上、特別援助活動の登録も300名を超え、毎年確実に増加しています。このように支援を必要としている世帯が、サービスが必要な時に会員登録し利用ができるよう、子どもと一緒に参加できる会員登録講習会を実施します。

一方で、子どもを安全に預かるための担い手である協力会員には、一定の研修が必須になるなど質の確保が課題でもあります。

子育て世帯の多様化・複雑化するニーズに応えるため、協力会員を増やし、関係機関との連携をとりながら、子育てしやすい地域づくりをめざします。

また、病児保育や緊急時の預かりなど、働く保護者の臨時的突発的なニーズに安全に対応できるよう、引き続き協力会員の研修を開催し質の確保を行うことで、利用会員が安心して働き続けられるよう支援します。

〈主な取り組み〉

◇事業の周知

子どもと一緒に参加できる会員登録講習会を年27回開催し、サービスが必要な時に利用できるよう事前の会員登録ができるようにします。ホームページや子育て世帯向けメールマガジンへの掲載、会員募集チラシ（26,000枚）の配布により事業をPRします。

◇協力会員の確保及び資質向上

安全な活動ができるよう、協力会員に対し研修への参加促進を強化します。子どもの預かりに必要な基礎的な知識の習得を目指す基礎研修、病気の子どもの預かりに必要な専門的な知識の習得を目指すスキルアップ研修を実施します。

◇相談の充実等

相談及び受付時間を8時30分から18時まで実施し、柔軟に対応します。また、産褥期の援助等、ほほえみサービス事業と連携した支援や区内保育サービスの情報提供など連携した相談体制で取り組みます。

＜参考＞ファミリー・サポート事業会員数の推移 ※（ ）は特別援助活動の実績。

年 度	2016	2017 (見込み)	2018 (計画)
利用会員（人）	2,218 (377)	2,300 (405)	2,400 (410)
協力会員（人）	353 (109)	320 (104)	340 (120)
両方会員（人）	217	190	210
計	2,788 (486)	2,810 (509)	2,950 (530)

活動件数（件）	9, 380 (662)	9, 690 (620)	9, 700 (610)
活動時間（時間）	19, 130 (2, 679)	18, 500 (2, 300)	19, 000 (2, 350)

2. 公益事業

(1) 要介護認定調査受託事業（中野区受託事業）

2007（平成19）年に東京都より「指定事務受託法人」の認可を受け、中野区の委託により介護保険の要介護認定調査を実施しています。現在の認定調査件数は中野区全体の半数以上を担っています。平成27年度からは社会福社会館近くに事務所を構え、事業の充実に努めております。

区市町村事務受託法人としての責任と社会福祉協議会の持つ公平性・中立性に基づき区民や各関係機関から信頼される認定調査業務を行います。

(2) 中野区社会福社会館の管理運営（中野区指定管理受託事業）

1995（平成7）年中野区社会福社会館開設以来の本会は中野区より管理業務の委託を受け、2006（平成18）年度よりは指定管理者として管理運営を行っています。

「社会福祉に関する区民の自主的な活動を支援し障害者の福祉向上の図る」という社会福社会館の目的に鑑み、多くの区民が利用しやすい親しまれる施設として各階の運営者と協力し運営を行います。

※中野地区配分推せん委員会事務局（東京都共同募金会）

東京都共同募金会が実施する赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動（地域活動いきいき）募金のうち、中野区内に配分される募金（地域配分）の配分計画を協議します。

委員は、町会・自治会、民生児童委員、福祉施設関係者、行政機関、学識経験者等で構成され、中野社協が事務局となり、年2回開催します。中野区内で集められた募金を有効活用するため、中野区の住民の地域福祉ニーズに応じた配分となるよう調整を行います。